その他告示

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻長根前一三番六から北上市相去町平林一四番一八まで	前	二五・六メートル～五七・七メートル　三・四キロメートル
	後	二五・六メートル～六三・〇メートル　三・四一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番八から同村大衡字柧木一四五番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番七から同村大衡字柧木一四五番三七まで	前	一七・七メートル～一六二・三一メートル　〇・三七一キロメートル
	後	三四・二四メートル～一六二・三一メートル　〇・三七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番八から同村大衡字柧木一四五番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富士吉田市上吉田六丁目七五番一地先から同市上吉田東三丁目一一〇五番一まで	前	九・〇メートル～四〇・九一メートル　〇・七六〇キロメートル
	後	一七・五メートル～四一・〇メートル　〇・七六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
松本市渚一丁目三〇五番四から同市白板二丁目三〇八番三〇まで	前	三一・六メートル～四〇・四三メートル　〇・〇二三キロメートル
	後	三一・六メートル～四九・〇メートル　〇・〇二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	松本市渚一丁目二九三番六地先から同市渚一丁目三〇五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日

○北陸地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月五日

北陸地方整備局長　髙松　論